

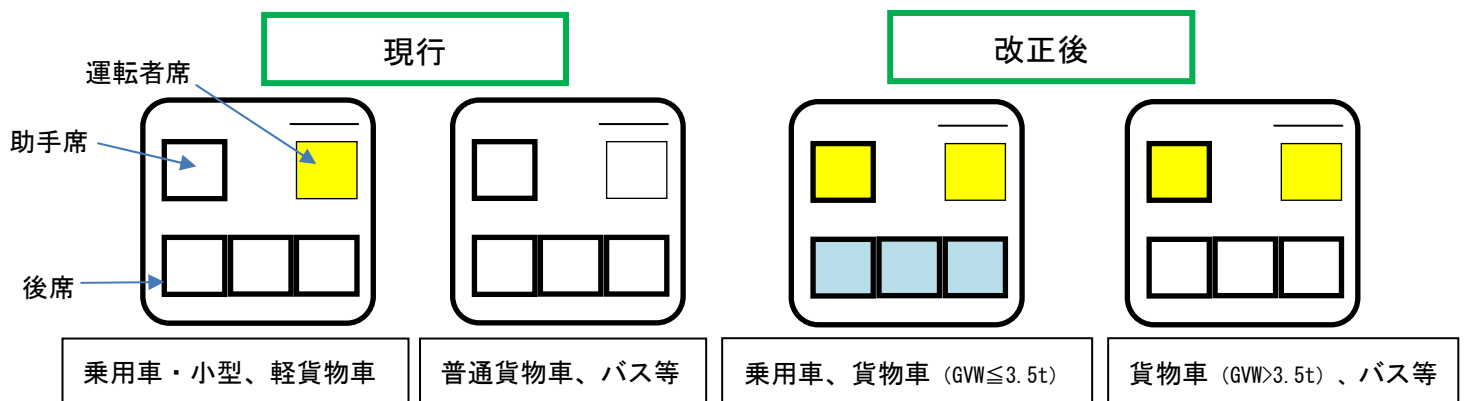
「5-1. シートベルトベルトリマインダー（UN-R16 関係）」

- 適用範囲

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）

- 改正概要

- 座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置（シートベルトリマインダー）について、その備え付けの義務付け対象範囲を拡大します。
- 運転者席と助手席並びにこれと並列の座席にシートベルトリマインダー（イグニッション ON 時非着用で表示警報、走行時非着用で表示及び音で警報を行うもの）の備付けを義務付けます※。
- 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量（GVW）3.5 t 以下の貨物自動車にあっては、後部座席にもシートベルトリマインダー（走行時に座席ベルトを外すと表示及び音で警報を行うもの）の備付けを義務付けます※。



- ※キャンピング車、霊柩車の後部座席、車いす移動車の座席等の一部の座席は免除されます。

- 改正時期

平成 29 年 6 月（予定）

- 適用時期（新型車）

平成 32 年 9 月 1 日（取り外し可能な座席等にあつては平成 34 年 9 月 1 日）